

香川県条例第20号

香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成22年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。